

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について

平成 20 年度住民税から、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を控除できるようになります。

特別税額控除を受けるには、毎年 3 月 15 日までに税務署または役場税務課へ確定申告書または住民税申告書（源泉徴収票添付必要）と合わせて住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。

なお、控除対象者は、平成 11 年から平成 18 年までに住宅に入居した方で、平成 19 年分以降の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用がある方に限ります。

年度間の所得変動に伴う経過措置について

税源移譲による制度改正は、平成 19 年分の所得税と、平成 18 年中の所得に対して課税される平成 19 年度の町県民税から適用されます。このため、平成 18 年中は所得があったが平成 19 年中の所得がなくなってしまう方については、税源移譲において平成 19 年度の町県民税が増加したにもかかわらず、平成 19 年分の所得税の引き下げを受けないということになります。

このような、平成 18 年中の所得と平成 19 年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、次の条件をすべて満たした場合について、平成 19 年度町県民税を減額する経過措置が設けられています。

<対象者>

次の（1）から（3）を満たす方

- （1）平成 19 年度の町県民税の所得割の納税義務者
- （2）平成 19 年度町県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）>所得税（18 年分）との人的控除額の差の合計額
- （3）平成 20 年度町県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む） \leq 所得税（19 年分）との人的控除額の差の合計額

<計算方法>

平成 19 年度の合計課税所得金額について、（1）「税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額」から、（2）「税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額」を減額し、還付します。

<手続きについて>

対象となる方は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までに平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村へ「平成 19 年度分市町村民税・道府県民税減額申告書」を提出してください。（平成 19 年度町県民税を納めた市町村）

（注）平成 19 年度分の町県民税のみについての適用となります。